

平成30年10月31日
琉球大学

琉球大学基金への遺贈寄付に関する琉球銀行、りそな銀行との 協力協定締結について

琉球大学では、10月31日に琉球銀行及びりそな銀行と「遺言信託・遺産整理業務に関する協力協定」を締結いたしました。

近年、「人生の集大成の社会貢献」として、財産の一部を相続人に限らず、特定の人や団体へ無償で譲与する「遺贈寄附」への世間の関心が高まりつつあります。

寄附に係る調査資料によると、2011年東北の震災以降、年間での日本人個人からの寄附額が5,000億から7,000億円規模へ拡大していることや、40歳以上の日本人の21%が遺贈としての寄附に関心があるとの調査結果があります。

遺贈寄附については、遺産整理業務等の専門性による適切なサポートが不可欠であることに加え、沖縄地域では、信託業務を単独で行っている銀行がなく、受入れ等の対応が困難な状況となっております。

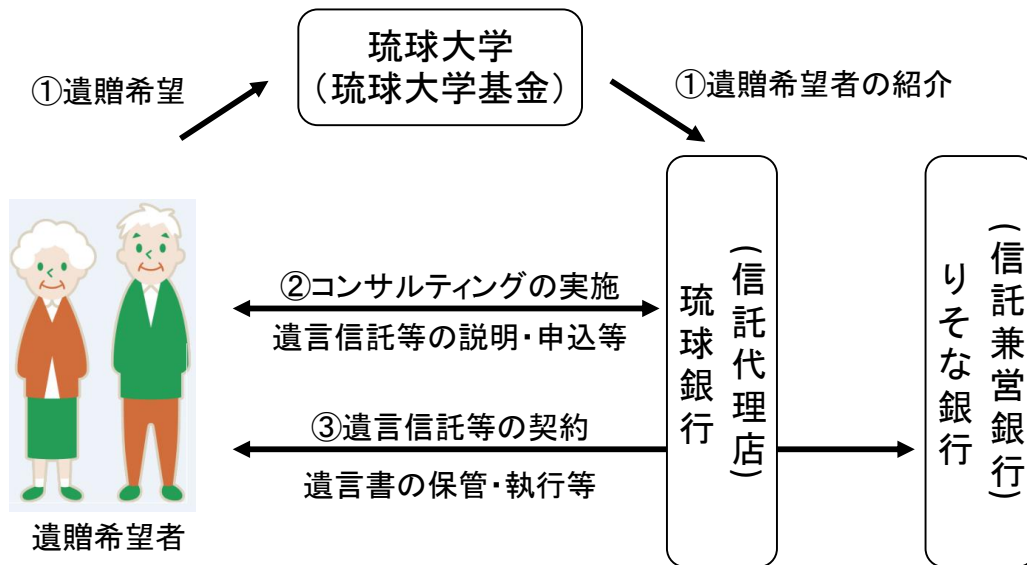
本協定は、琉球大学の学生支援・教育研究等への支援をとおして、地域社会・国際社会へ還元することを目的とした琉球大学基金への遺贈寄附の仕組み作りへの呼びかけに、「琉球銀行」及び「りそな銀行」が応えてくださり実現しました。これにより、琉球銀行が、りそな銀行の信託代理店として沖縄県在住者の窓口となっており、りそなグループが持つ信託機能を提供し、りそな銀行は県外在住者の窓口となるという、沖縄県内で初めての試みとなっております。（別紙参照）

故人のご遺志を、本学の教育研究活動をとおして、実りある形で未来へ託すこの度の取り組みは、今を生きる世代への学びとなり、沖縄県における高等教育や学術研究を主導する琉球大学として、一層の社会貢献に繋がるものです。



「琉球大学基金への遺贈寄附に係る協定締結式」にて
 (左から) 有明三樹子りそな銀行常務執行役員、大城肇琉球大学長、
 城間泰琉球銀行常務取締役

〈沖縄県内におけるイメージ図〉



- ① 琉球大学は「琉球大学基金」への遺贈等の希望者を、琉球銀行に紹介
- ② 琉球銀行は、信託業務を併営するりそな銀行の信託代理店として、遺言信託・遺産整理業務について、遺贈等の希望者のご相談にお応えするとともに、お申込みを受け
- ③ 遺贈等の希望者はりそな銀行と遺言信託・遺産整理業務を契約(琉球銀行は受託者であるりそな銀行との契約を媒介)

◇遺贈による寄附フロー

[参考]

琉球大学へ遺贈によるご寄附をお考えの方

琉球大学

琉球大学基金室への 事前のご相談

琉球大学基金室への遺贈に関するご相談を承ります。
ご希望の場合、提携銀行（琉球銀行・りそな銀行）をご紹介します。
※沖縄県内にお住まいの方には、琉球銀行（りそな銀行信託代理店）の担当者をご案内いたします。
※本学を經由せず、直接、提携銀行へご相談いただいても結構です。

提携銀行（りそな銀行・琉球銀行）

1. 提携銀行へのご相談

遺贈を含む遺言書作成に関して提携銀行担当者が無料で相談を承ります。

2. 公正証書遺言の作成

提携銀行の遺言信託業務を利用して公証役場にて遺言書を作成します。
（遺言書の中で、琉球大学へのご寄附の内容を具体的にご指定いただくことで、ご遺志の実現を確実なものとする
ことができます。）
※遺言書の作成・保管・執行については公証人手数料などのほか、信託銀行所定の手数料がかかります。
※提携銀行での審査により、お申込みの意に沿えない場合があります。

3. 遺言書の保管と管理

遺言書の保管中は、提携銀行が遺言内容・財産・相続人等の異動について、定期的にお伺いします。

4. 遺言の執行

提携銀行は、相続人からご逝去の通知を受け、遺言の執行を行います。
（遺産の調査・収集・財産目録作成、遺産の名義書替・換金、相続人・受遺者等への財産配分、遺言執行の手続 等）

琉球大学への遺贈寄附

相続人への遺産相続